## 本校の教育基本方針

本校の教育は、日本国憲法・教育基本法をはじめとする教育関係諸法令・条例および各種法令に則り、よりよい 社会の形成者としての人格の完成に向け、我が国の伝統と文化を尊重しつつ公共互助の精神や、豊かな人間性を 備える児童の健全な育成をめざす。

今、学校は、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく新しい知や価値を創造する能力の育成につながる場となることが求められている。これを踏まえて本校の学校教育目標「心豊かで自ら考えたくましく生きる力を育てる」の具現化に向けて「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進し、自らの資質や指導力の向上に努め、「すべては子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」を念頭に全教職員が一致協力し全力で取り組む。

また、文部科学省をはじめとして大阪府教育庁および枚方市教育委員会の方針、枚方市学校園の管理運営に関する指針をもとに教育力を充実させていく。さらに、学校教育自己診断結果、学校運営委員の提言、全国学力・学習状況調査結果等、学校や児童の実態を踏まえ、保護者や地域住民の学校に対する期待を真摯に受け止め、教職員との協働による地域とともにある学校づくりを進め、保護者・地域の信託に応える教育を推進する。

# ◎ 学校教育目標:

# 『心豊かで 自ら考え たくましく生きる力を育てる』

# ◇ 希求する児童

# |1.考える児童

- ・確かな学力を持つ児童の育成
- ・自ら学び、考え、知をつくる児童の育成
- ・自らの考えを的確に表現し、異なる考えにも耳を傾け、ともに高まり合う児童の育成

## 2. 手をつなぐ児童

- ・豊かな情緒を持つ児童の育成
- ・ともにつながり合い、支え合って行動する児童の育成
- ・学校・学級、家庭、地域に誇りを持ち、大切にしようとする児童の育成

### 3. たくましい児童

- ・自ら鍛え、頑張り抜く児童の育成
- ・確かな体力を持つ児童の育成
- ・社会生活に必要な規範意識と生活習慣を身につけ、誠心に行動しようとする児童の育成

## ◇学習集団・生活集団の目標

「児童が互いにつながり合い、支え合い、高め合う学習集団・生活集団の形成」

# 令和3年度の重点方針

令和3年度は、以下の6点を「重点方針」として取り組む。

- 1. 確かな学びと自立を育む教育の充実
- 2. 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- 3. 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- 4. 地域とともにある学校づくりの推進
- 5. 学びのセーフティネットの構築
- 6. 教職員の資質と指導力の向上

1.確かな学びと自立	
<枚方市小中一貫教	めざす子ども像:「豊かな人間力と確かな学力を持つ子どもの育成」
育推進事業の推進 四	教科等の部会を中心に小中の円滑な接続を図る。
中校区>	
<学校運営>	・学校の経営・運営方針の共有化を徹底し、機動力ある校務処理体制を確立し、組織的・
	有機的に課題解決にあたる。
	運営 : 学校長→教頭→首席→企画運営委員会→各主任各分掌主担者
	→全教職員
	・学校企画運営委員会は教育目標の達成をめざし組織的・効率的に進めるため、学校運
	営に関わる諸課題や職員会議原案等について検討や調整を行う。
	検討や調整の流れ:各主任各分掌主担者→首席→管理職→企画運営委員会→各学
	年→職員会議
	・各分掌主担者は、職員会議の年間会議予定をもとに1年間を見通して事前に計画立案す
	る。提案事項は、首席と調整のうえ企画運営委員会に提出し検討を行う。
	・「評価・育成システム」「授業アンケート」「学校教育自己診断」を生かし、教職員の資質
	向上と学校の活性化を図る。
<確かな学力>	・学習指導要領に即した適正な教育課程を編成し、適正に指導する。年間標準授業時数を
	上回る指導時間を確保し、指導内容の確実な定着を図る。
	・「Hirakata 授業スタンダード」(第 2 ステージ)に基づいた取組を学力向上主担者及び
	   学年会において組織的・計画的に実施する中で、対話的・主体的で深い学びの実現に
	   向けた授業改善に取り組む。
	  ・多面的、多角的な評価を通し、指導と評価の一体化を図り、教育効果の向上に取り組む。
	  ・全国学力・学習状況調査、学期末テスト、学年末テスト等で児童の実態を踏まえ、「学カ向
	上プラン」を全教職員で取り組む。
	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

るようにする。

- ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。(授業・朝の学習・放課後自習教室・ 家庭学習等で、市・府の学習プリント等を有効に活用する)
- ・知識・技能等を活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育てる。 (課題解決学習・言語活動を取り入れる等、指導法の改善を図る)
- ・5・6年生の算数において、少人数指導を実施し、習熟度指導を中心にティームティーチング・単純二分割による指導により基礎学力の確実な定着と自学自習力を育てる。
- ・デジタルテレビや電子黒板、書画カメラ、タブレット端末等の ICT を適切に活用した学習 活動の充実及び情報活用能力(情報リテラシー)の育成を図る。
- ・国の GIGA スクール構想に基づき、一人一台のタブレット端末等の ICT を活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びを推進する。それにより、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図る。
- ・英語教育については、英語指導助手を有効活用し体験的な活動を中心に英語によるコミュニケーション能力を育む。
- ・環境に関する身近な課題等を通して環境教育に取り組む。S-EMSとの関連を図る。
- ・「読書が好きな児童」を増やすため、学校図書館の活用及び委員会活動等読書指導の充 実に努める。

## 2. 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

### <道徳教育>

- ・道徳教育推進教師を中心とした指導体制のもと、各教科等との関連を踏まえた指導 計画を立て、道徳性(道徳的な心情、判断力、実践的態度など)を養う。
- ・「特別の教科道徳」では、「自己のよりよい生き方についての考えを深めること」を重視 した指導を進め、道徳ノートやワークシートを用い、適切な評価を行う。
- ・保護者や地域社会に授業公開するとともに、社会性・人間性を育む教育活動のため、 連携を図る。

### <人権教育>

- ・学校生活の身近な課題解決を行う中で、生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする 態度や人格の育成を図り、人権教育を総合的に推進する。
- ・自尊感情を育て、「児童が互いにつながり合い、支え合い、高め合う生活集団」の意識 を高め、いじめ、

からかい、差別、暴力行為等の根絶に努める。

- ・児童虐待防止として、児童虐待防止主担者を中心に、子ども家庭センターや子ども総合相談センター等関係機関との適切な連機のもとに未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- ・人権教育・平和教育に係る研修を充実させ、全教職員の人権意識や平和教育の意識 を高め、日々の実践に生かす。平和教育の指導にあたっては、生命や平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身につけさせる。

## <体力向上>

・全国・大阪府体力・運動能力調査の結果を反映させた「体力向上プラン」をもとに、体 育科をはじめ教育活動全体で体力向上を図る。

#### <健康教育>

- ・食に関する意識を高めるため、食育の全体計画を充実する。また、日々の給食指導にお いては、個々の体質や成長の度合いに配慮しながら、好き嫌いなく食べる習慣を身に つけさせ、残菜0をめざし指導に当たる。食への関心や理解を深め、保護者と連携・協 力しながら食育を推進する。
- ・食物アレルギー対応については、対応委員会を中心に、保護者との連携、全教職員で の定期的な研修と共通理解場の設定を行い、誤配・誤食・誤飲等の根絶を図る。
- ・安全・衛生管理を徹底し、感染症・食中毒の予防や熱中症等の事故防止に努める。感 染症予防については、感染拡大防止のため、手洗い・うがい・咳エチケット・換気等の 感染防止対策を指導する。
- ・保健室の利用状況の分析等組織的な対応を通し、日常的な校内安全指導の徹底。

## 3.「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

### <支援教育>

- ・校内組織体制を整備し、児童・教職員・保護者・地域に対して支援教育の理解と啓発 を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を推進する。
- ・支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会や全体の場で共通理解し、必要に 応じて、教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、全校的な支援体制のもとに継 続した指導の充実を図る。
- ・障害者理解教育を進め、好ましい人間関係の育成を図る。
- ・支援を必要とする児童に対しての適切な指導方法についての研修を実施する。
- ・障害のある児童の人権を尊重することを基本に、障害者理解を進める教育を実施し、 人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象等の未然防止を図る。

#### 4. 地域とともにある学校づくりの推進

づくり>

- <社会に開かれた学校│・コミュニティスクールとして学校運営委員との連携のもと、学校・家庭・地域が協働し、 地域で守り育てる児童を目標とした地域とともにある学校づくりに努める。
  - ・学校は、適切な情報発信及び地域行事への参加に努め、共通理解のもと適切な連携 を図る。
  - ・校区福祉委員会、青少年指導部会、地域老人会、地域子ども会等との連携を継続し、 学校での児童との学習活動、高齢者ふれあい活動、福祉・ボランティア活動、枚方子 どもいきいき広場活動、特別活動等の教育活動が活性化するように積極的に働きか け、学校と地域の活性化に努める。
  - ・校門の安全監視、校区見守り隊、子ども110番の家、ただいまパトロール中ステッカー、 校区安全マップ、児童個人安全マップ等の安全対策を、学校・家庭・地域が連携して 実施し、安全・安心して生活できる環境作りを推進する。
  - ・学校からの情報発信として学校ホームページや情報配信メール等の活用を推進する。
  - ・家庭や地域と連携した教育活動の推進及び児童の健全育成を図る。

「学校の手引き」「家庭学習の手引き」を配付し、一層の理解と協力関係を深める。

## 5. 学びのセーティネットの構築

#### <生徒指導>

- ・児童理解と指導力の向上を図り、教職員相互の共通理解と認識のもとに、生徒指導主 担者を中心に組織的な生徒指導を行う。
- ・問題事象が発生した際には、ケース検討会議を招集し、状況を的確に把握するととも に迅速な初期対応に努める。
- ・いじめ・不登校、問題行動等を出さない学級・学校づくりをめざすため、養護教諭や支援学級担任、心の教室相談員等を含めた全教職員で、チームとして児童及び保護者に寄り添う体制を整える。
- ・いじめ問題については、「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢で指導にあたる。また、道徳教育・人権教育を中心に子どもの豊かな心と実践力を育成すること、子どもと教員との信頼関係を築くことを通して「いじめを起こさない学校」を推進する。いじめ事案が発生したときには、迅速な初期対応に努める。「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」「山之上小いじめ防止基本方針」を活用し対応する。

#### <安全教育>

- ・「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域について外部講師による授業の実施及び避難訓練や日常的な啓発により、自分の身は自分で守る意識の形成を図る。
- ・常に危機管理マニュアルの改善を図り、児童の命を守るための連絡体制及び安全 管理体制を確立する。特に、大阪北部地震及び東日本大震災を教訓に、マニュア ルの見直しを図り、児童の適切な安全確保に努める。
- ・防災訓練や防犯訓練を実施し、教職員の危機管理意識の向上と学校安全に関する校内体制の整備に努める。また、児童に関わる自然災害時の被害や不審者犯罪、学校事故、交通事故等の未然防止に努める。
- ・安全対策活動のさらなる周知に努め、地域・家庭・学校・関係諸機関が緊密に連携して、児童の安全な生活環境の確保に努める。
- ・学校施設・設備は毎月 I 回の安全点検を実施し、異常や危険箇所の早期発見と早期修繕に努める。
- ・児童が安全な生活を送る能力や、様々な危険に適切に対応できる能力を育てる安全教育を行う。
- ・アレルギー疾患のある児童には、アレルギー疾患ガイドラインや学校給食における 食物アレルギー対応マニュアル等を参考に、家庭・医療機関と連携し、養護教諭、 栄養教諭、全教職員、調理員と協働して事故の防止に努める。
- ·安全·衛生管理を徹底し、感染症·食中毒の予防や熱中症等の事故防止に努める。

特に、インフルエンザについては、感染拡大の防止を図るため、手洗い・うがい・咳エチケット・換気等の感染防止対策を指導する。

・校内安全指導を徹底し、保健室の利用状況の分析等組織的な対応を通し、日常 的指導を強化する。

## 6. 教職員の資質と指導力の向上

#### <服務規律>

- ・服務規律の徹底を図り、保護者・市民の信託に応えるようにする。
- ・ハラスメント行為や体罰等を断じて起こさないよう徹底する。
- ・正確な会計処理、適正な公文書の受発処理と保管、個人情報の厳正な管理と取り扱いをする。
- ・個人情報の適切な取扱い、管理・保管については、個人情報を取り扱う事の責任を自 覚し、個人情報の流出や紛失、PCのウイルス感染を防ぐ。

#### <研修>

- ・教育公務員として、自らの資質能力の向上に恒常的に取り組む。
- ・学力向上推進部を中心に、組織的・計画的に校内研修を行い、指導方法の工夫・改善を図り指導力の向上に努める。(研究授業の設定)
- ・研究テーマ「伝え合う力の育成」
- ・各経験者研修等を、組織的・計画的に実施し、ミドルリーダーの育成を図る。
- ・若年教員の育成には、教育推進プランナーを活用し、組織的に推進する。
- ・四中校区の教科部会等で研究を進める。(小中一貫教育)
- ・一人 | 授業(公開)で、全教職員の授業交流と指導力の向上を図る。
- ・不祥事防止、食物アレルギー対応、高い人権感覚の育成、教科指導等、適切な校内研修を通して教員の資質の向上を図る。

#### ※ その他の取り組み

- ○新型コロナウイルス感染症防止への適切な対応を行いながら、以下の取り組みを通じて、安全安心な学校づくりと学習保障への取り組みを行う。
- ・学校に案内のあるコンクール等を児童に紹介し、個性の伸長を図る。
- ・市主催行事への参加。

(枚方市小学生陸上競技大会·枚方市小学生駅伝競走大会等)。

- ・枚方市漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール・枚方市お弁当コンテスト・
- ・枚方市平和ポスターコンクール・敬老の日作文コンクール・ 枚方市明るい選挙ポスターコンクール・枚方市菊花展等。
- ・外部講師の出前授業や地域人材の活用を図る。

租税教室・非行防止教室・防犯教室・リコーダー教室・交通安全教室 等

- ・児童集会や児童会活動等を活用し、児童の活躍の場を設定し、異学年の交流を通し た自主性及び自尊感情・自己有用感の育成を図る。
- ・枚方市 S-EMS 事業に積極的に取り組む。環境教育の一環として、ゴミの分別に日常的に取り組む。
- ・清掃指導の徹底を図り、清潔で気持ちのよい学校環境作りに努める。
- ・あいさつのあふれる明るくきれいな学校づくり。